

令和5年4月から「ごみの分別」、「指定ごみ袋」が変わります

令和5年4月1日から、新しいごみ処理施設で高萩市と北茨城市のごみの受入れを開始することに伴い、統一した「ごみの分別、指定ごみ袋、料金等の見直し」を行いました。

このたび、皆さまにより分かりやすくご理解をいただくために、「**家庭ごみの出し方ガイドブック**」を作成しましたので配布いたします。4月1日からのごみの分別等にぜひご活用ください。なお、主な内容は次のとおりです。



ごみの分別区分が変わります

| 〔 現 行 〕 | |
|-----------|--------|
| 高萩市 | 北茨城市 |
| 可燃ごみ | もやせるごみ |
| 不燃ごみ | 埋立ごみ |
| 粗大ごみ(小) | 粗大ごみ |
| 粗大ごみ(中・大) | |
| 再生資源 | 資源物 |
| 有害ごみ | 有害ごみ |



〔 令和5年4月～ 〕 高萩市・北茨城市 統一した分別区分となります

※赤文字は、いずれかの市または両市で変更になるものです

| | |
|---------|---|
| もやせるごみ | 生ごみ、資源にならない紙ごみ、プラスチック、剪定枝 等 |
| もやせないごみ | ガラス類、瀬戸物類、 指定ごみ袋に入る家電類(炊飯器、掃除機等) 等 |
| 粗大ごみ | 指定ごみ袋に入らない家電、寝具、家具 等 |
| 資源ごみ | 新聞、雑誌、ダンボール、布類、鉄くず、缶、びん、ペットボトル、 白色トレイ、発泡スチロール、小型家電(携帯電話、デジカメ等) 等 |
| 有害・危険ごみ | 蛍光灯、体温計、電池類、 ライター、小型充電式電池、小型充電式電池が外せない機器(電子たばこ、携帯扇風機等) 等 |

指定ごみ袋の料金が変わります

※高萩市と北茨城市ともに、同じ規格の指定ごみ袋・粗大ごみ処理券を使用することとなります。また、高萩市の可燃ごみ処理券、粗大(小)は、廃止となります。

| | (高萩市) 可燃ごみ、不燃ごみ | | (北茨城市) もやせるごみ、埋立ごみ | | 粗大ごみ 処理券1枚あたり |
|-----------------------|-----------------|-------------|--------------------|-------------|------------------|
| | 10ℓ 指定袋 | 20ℓ 指定袋 | 30ℓ 指定袋 | 45ℓ 指定袋 | |
| 高萩市 | 70円 | 130円 | 200円 | 300円 | 600円 |
| 北茨城市 | — | 150円 | 200円 | 310円 | 620円 |
| 新規格(統一袋、統一処理券) | 60円 | 120円 | 180円 | 270円 | 600円 |

指定ごみ袋が変わります

※「もやせるごみ」と「もやせないごみ」の指定ごみ袋は、同じ規格の袋(黄色)となります。

- ・新規格の指定ごみ袋にごみを入れる際は、「もやせるごみ」と「もやせないごみ」の いずれかのごみを入れてください。
- ・「もやせるごみ」と「もやせないごみ」が 混ぜたものは、収集できませんので、注意してください。
- ・ごみ集積所に出す際は、中に入っている ごみの種類にチェック(☑)を入れて出してください。 ※右図参照

- ・指定ごみ袋には、電子たばこ、携帯扇風機等、小型充電式電池の含まれているものは、絶対に入れないでください。

袋に入っている
ごみの種類に
チェック☑を
入れる



残っている指定ごみ袋は、令和5年4月以降も使えます

令和5年4月以降も、今まで使用していた指定ごみ袋を無駄にすることなく使用することができます。ただし、「もやせるごみ」に現行の「不燃(埋立)ごみ専用袋」を使用する場合など、別の用途に指定ごみ袋を使用する場合には、右記のとおり指定ごみ袋にマジックなどで注意書きをして出していただくよう、ご協力をお願いします。

[令和5年4月以降]

- ・袋に記載がある「〇〇ごみ専用袋」の〇〇部分に取り消し線を引いて、出すごみの種類を書いて、使用してください。

